

平成 29 年 3 月 23 日

各地域包括支援センター
各居宅介護支援事業者 様
各訪問介護サービス事業者
各通所介護サービス事業者

伊勢市介護保険課長

総合事業の報酬設定の変更について

平素は、伊勢市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

4月から開始される介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、これまで説明会等を重ねてきたところでございますが、このたび、最終案を確定させる作業の中で、サービスコードの設定において不具合が生じることが判明しました。検討を重ねた結果、誠に勝手ながら、別紙のとおり変更することといたしました。

開始間際の変更については、利用者のケアプラン作成や、事業所の重要事項説明書作成など進められている中、誠に申し訳ございません。また、サービスコードの設定についてもお示しできていないこと、重ねてお詫びいたします。何卒、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、これに伴いまして「契約書別紙（兼重要事項説明書）」をホームページへ掲載しますので参考としてください。

伊勢市健康福祉部
介護保険課介護給付係
TEL : 0596-21-5560
FAX : 0596-20-8555

変更内容

【訪問型サービスの変更】

- 1 くらし応援サービス（訪問型サービス A1）の単位設定をサービスコードの設定内容に変更

変更前

30分未満 113/回 30分以上60分まで 226/回と表記

変更後

30分未満・月8回まで 113/回	30分以上60分まで・月8回まで 226/回
30分未満・月9回の場合 1,017/月	30分以上60分まで・月9回の場合 2,034/月
30分未満・月10回の場合 1,130/月	30分以上60分まで・月10回の場合 2,260/月

利用の上限は、月10回までは変更なし。

- 2 訪問介護相当サービスの生活機能向上連携加算について
生活機能向上連携加算の内容により、事業対象者は算定が不可となります。
理由：介護予防訪問リハビリテーションの利用が必要であり、このサービス利用には、介護認定が必要な為。
- 3 訪問型サービスの介護職員処遇改善加算について、平成29年度報酬改定の内容に合わせて変更しました。詳細は、県のホームページをごらんください。
なお、共通の様式「総合事業算定に係る体制状況一覧表」も変更しています。

【通所型サービスの変更】

4 生きがいデイサービス（通所型サービス A）の単位設定をサービスコードの設定内容に変更

変更前

事業対象者及び要支援 1 入浴なし 272/回 入浴あり 322/回
 事業対象者及び要支援 2 入浴なし 281/回 入浴あり 331/回と表記

変更後

事業対象者及び要支援 1	事業対象者及び要支援 2
1 月の中で全部で 4 回まで (入浴なし) 272/回	1 月の中で全部で 8 回まで (入浴なし) 281/回
1 月の中で全部で 4 回まで (入浴あり) 322/回	1 月の中で全部で 8 回まで (入浴あり) 331/回
1 月の中で全部で 5 回の場合 (入浴なし) 1,360/月	1 月の中で全部で 9 回から 10 回の場合 (入浴なし) 2,810/月 ※1
1 月の中で全部で 5 回の場合 (入浴あり) 1,610/月	1 月の中で全部で 9 回から 10 回の場合 (入浴あり) 3,310/月 ※1

利用の上限は、月 10 回までは変更なし。

※1 について 通所介護相当サービスのコード設定と同様としました。事業対象者及び要支援 2 の 9 回利用と、10 回利用の場合は同額で請求となります。

5 サービス体制提供強化加算の設定変更

変更内容

(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ

① 事業対象者・要支援 1 「72 単位」 (1 月につき・週 1 回程度の通所)

~~② 要支援 2 「72 単位」 (1 月につき・週 1 回程度の通所)~~

② 事業対象者・要支援 2 「144 単位」 (1 月につき・週 2 回程度の通所)

(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ

① 事業対象者・要支援 1 「48 単位」 (1 月につき・週 1 回程度の通所)

~~② 要支援 2 「48 単位」 (1 月につき・週 1 回程度の通所)~~

② 事業対象者・要支援 2 「96 単位」 (1 月につき・週 2 回程度の通所)

(3) サービス提供体制強化加算 (II)

① 事業対象者・要支援 1 「24 単位」 (1 月につき・週 1 回程度の通所)

~~② 要支援 2 「24 単位」 (1 月につき・週 1 回程度の通所)~~

② 事業対象者・要支援 2 「48 単位」 (1 月につき・週 2 回程度の通所)

現在の介護予防通所介護の設定に変更します。事業対象者及び要支援 2 が、週 1 回のみ利用であっても、加算は「48 単位」で請求となります。

- 6 通所型サービスの介護職員処遇改善加算について、平成29年度報酬改定の内容に合わせて変更しました。詳細は、県のホームページをごらんください。
なお、共通の様式「総合事業算定に係る体制状況一覧表」も変更しています。